

《申請はお済みですか？》

☆臨時福祉給付金☆
☆子育て世帯臨時特例給付金☆

受給対象者宛に申請書を送付しましたが
申請されていない方があります。

早めの申請をお願いします

- ◇ **受付期間** 平成26年12月10日まで（※土、日、祝祭日は除く）
- ◇ **受付時間** 午前8時30分から午後5時まで
- ◇ **受付場所** いきいき健康推進課（保健福祉センター内）
- ◇ **提出書類**
 - ・郵送された申請書
 - ・振込先銀行等の通帳の写しを添付

※ 申請時に本人確認できるものを持参ください。（運転免許証、保険証等）
- ◇ **給付額**

○臨時福祉給付金

- ・給付対象者につき 10,000円
- ・給付金対象者の中で下記に該当される方は5,000円が加算されます
 「老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族年金等の受給者など」
 「児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当の受給者など」

○子育て世帯臨時特例給付金

- ・対象児童1人につき 10,000円
- 「平成26年1月分の児童手当の受給者」（臨時福祉給付金、生活保護受給者を除く）

<問合せ先> いきいき健康推進課 電話 28-5800

赤十字活動を支えるのは“あなた”です

～日赤青森県支部の25年度決算と26年度予算～

日本赤十字社からお知らせ

現在、日本赤十字社では、世界的ネットワークにより、各国赤十字社などから寄せられた約1千億円の海外救援金をもとに東日本大震災の復興支援活動を行っています。

また、新たな災害の発生に備えた災害救護体制の強化のほか、地域の奉仕活動を担う赤十字奉仕団や青少年赤十字の育成など、多岐にわたる赤十字活動を展開しております。

これらの赤十字活動を行うための財源となっているのが、赤十字社員の皆さまから寄せられる社資(社費・寄付金)であり、青森県支部の活動費のおよそ9割が社資によってまかなわれています。

青森県支部の平成25年度の社資募集実績額は、1億8千987万2,606円となりました。

赤十字社員みなさまのご協力に心より感謝申し上げます。

実績額を前年度と比べると、5.2%の減収であり、実績額が2億円を下回るのは、昭和58年以来30年ぶりとなります。

減収要因としては、脱退や死亡などによる赤十字社員の減少などがあげられます。

平成26年度の青森県支部の予算額は、災害発生時に超急性期の医療救護活動を行うDMA Tチームの養成や救護資機材の整備、県内各地域の防災指導者を養成するための防災セミナーの実施など、「いのちと健康を守る」を重視した事業計画にもとづき予算編成を行った結果、2億1千771万5千円となりました。赤十字活動を行うための財源は赤十字社員の皆さまから寄せられる社資(社費・寄付金)であり、青森県支部の活動費のおよそ9割が社資によってまかなわれています。

住民のみなさまには、ひとりでも多く赤十字社員に加入いただき、社資募集にご協力くださるようお願いいたします。